

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びしますとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	免職	市立学校 講師 (26歳)	被処分者は、令和4年7月下旬、大阪府内において女子児童に声を掛け、人気のない駐輪場に連れて行き、下半身を触ったり、スマートフォンで写真を撮ったりするなどのわいせつ行為を行った。令和4年8月1日(月)、捜査中の大阪府警察により緊急逮捕された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当
(2)	停職3月	市立学校 教諭 (30歳)	被処分者は、令和4年6月30日(木)、生徒2名に対して体罰を行った。うち、1人の生徒については、蹴る、胸ぐらをつかむ、髪の毛をつかんで3階から1階まで下ろすなど、全治1週間のけがを負わせた。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(3)	減給 10分の1 1月	市立学校 教諭 (38歳)	被処分者は、上記(2)の行為を傍で見ている、体罰と認識していたにも関わらず、制止しなかった。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 服務上の措置

事案(2)及び(3)に関し、所属長(校長)に対し文書訓告(管理監督責任)を行った。

3 処分日

令和4年9月16日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--